



入院期間中の児童・生徒の学習支援 ～分教室と訪問教育～

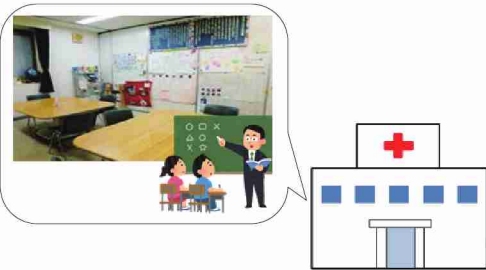
都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒に対する教育を行っています。入院期間中の児童・生徒の学習の遅れを取り戻し、退院後の学校生活にスムーズに戻るよう支援しています。

病院内の教育には、病院内に設置された「分教室」での教育と、教員が病院を訪問して行う「訪問教育」の二つの形態があります。

分教室

病院内に設置している教室で、教員が授業を行っています。児童・生徒は、病室から「分教室」に通って授業を受けます。

都内では5つの病院に分教室があります（平成29年12月時点）。



訪問教育

ベッドサイド等において、教員又は病弱教育支援員が授業又は学習支援を行っています。週5日（1回2時間程度）を標準としています。



2 働きながら治療を受けるがん患者（働く世代・子育て世代）

（1）就労継続への支援

現状と課題

- がんと診断された時に就労している患者の中には、退職せずに治療を継続している人も多くいますが、どこに相談すればよいかも分からず、退職を選択してしまう方もいます。また、患者の家族が、付き添いや介護等をきっかけに離職する場合もあります。
- がんにかかっても、治療を受けながら仕事が継続できるよう、相談支援体制を充実させるとともに、事業主等には、がんにかかっても適切な支援や配慮を受けながら仕事を継続することが可能であることを理解し、両立が可能な環境を整備していくことが求められます。

- がん相談支援センターでは、患者や家族等からの就労に関する相談にも対応しています。都では、企業や事業所に対して、がん患者が働き続けられる職場環境づくりを行えるよう、シンポジウムの開催やハンドブックの作成による理解促進及び従業員向けの研修用教材を作成してきました。さらに、がんの発症等により休職した従業員を復職させ、就労継続に必要な支援を行う中小企業の事業主に対し、助成金を支給する制度を実施しています。

取組の方向性

① がん相談支援センターの周知

- がん患者等が退職を選択する前に、がん相談支援センターで相談が受けられるよう、国拠点病院及び都拠点病院等は、診断早期に主治医等の医療従事者から患者及び家族に対し、院内にがん相談支援センターがあることを提供する体制を整え、周知するとともに、都は、がん相談支援センターにおいて就労に関する相談が可能なことを、東京都がんポータルサイト等で周知していきます。

② 働きながら治療が可能な医療提供体制の整備

- 患者の治療と仕事の両立を支援するため、医療機関の取組の実態や患者のニーズ等を把握した上で、希望する患者が、職場や自宅の近くで薬物療法等の治療を受けられる医療提供体制の整備を検討していきます。

③ 企業における両立支援の取組の推進

- 企業や事業所において、治療と仕事の両立が可能となる職場環境づくりの取組が促進されるよう、両立支援の必要性やがんに関する正しい知識などを普及啓発していきます。併せて、従業員の家族が、がん罹患した場合の介護休暇制度等の必要性についても理解促進を図っていきます。

- がんの発症等により休職した従業員を復職させ、就労継続に必要な支援を行う中小企業の事業主に対する雇用継続のための助成金制度を、引き続き行っていきます。

④ 患者自身の治療に関する正しい理解のための支援

- 患者が自身の治療内容や状態、治療計画等を職場に適切に伝えられるよう、医療機関における復職に向けた支援の充実を図るとともに、自身の状態を正しく伝えるためのツールの作成等を検討していきます。

(2) 就職支援の推進

現状と課題

- がんと診断され退職をした人のうち、その後再就職をしている人は多くはありません。また、がん患者本人だけでなく、付き添い等のために仕事を続けることが難しく、退職する家族もいます。
- 都では、治療と仕事の両立に配慮して、新たにごがん患者を雇い入れ、就労継続に必要な支援を行う事業主に対し、奨励金を支給する制度を実施しています。

取組の方向性

① 患者に対する雇用機会の拡大

- 都は、がん患者を新たに雇い入れ、就労継続に必要な支援を行う事業主に対する奨励金を支給する制度を継続していきます。

② がん相談支援センターの周知

- 一部のがん相談支援センターでは、公共職業安定所に配属されている「就職支援ナビゲーター」と連携し、がん患者の再就職の相談支援に取り組んでおり、就労を希望するがん患者や経験者及び家族が、がん相談支援センターにつながるよう、情報提供していきます。

(3) 都民や企業等に対する理解の促進等

現状と課題

- がんの治療成績の向上や外来での治療の普及などにより、がんになっても治療しながら働くことが可能になってきましたが、企業や従業員、都民のがんに対する理解は十分とは言えません。

取組の方向性

① がんに関する正しい知識の普及啓発

- 企業や従業員、都民に、がん患者の生存率は大きく向上していることや、がんに罹患しても早期に発見され、適切な治療がなされれば治るケースや、がんを治療しながら生活し働くことができることなど、がんに関する正しい知識を対象者に応じて効果的に普及啓発していきます。

② 就労支援に関係する団体との連携

- 国や、就労支援に取り組む社会保険労務士会等の関係団体との連携により、都内全体でがん患者の就労支援を促進していきます。
- 産業保健総合支援センター等において開催する経営者等への啓発セミナーや、国が今後作成するとしている医療機関向けの企業との連携のためのマニュアル、診断早期の離職防止のためのポスターやリーフレットを活用する取組など、国や関係団体が行う取組の周知を図っていきます。

3 高齢のがん患者

(1) 医療及び緩和ケアの提供体制の推進

現状と課題

- がんの罹患率は高齢になるほど増加します。都では、高齢化が加速すると予測されていることから、がん患者の一層の増加が見込まれます。

- 高齢のがん患者の状況は、入院している方や一人暮らしの方、介護施設に入所している方など様々であり、それぞれが希望する場所で安心して療養を継続できる医療提供体制を整備していくことが求められています。
- 東京都がん患者調査では、もし、自身が人生の最終段階（終末期）を迎えた場合に、自宅で過ごしたいと回答した人は約 28%¹⁰⁵ でした。
- また、地域において高齢のがん患者が治療と療養を継続するためには、医療と介護との連携が必要であり、医療従事者のみならず、介護従事者についてもがんに関する知識が求められます。
- 高齢者は、入院をきっかけに認知症と診断される場合や、認知症の症状が悪化する場合があります。そのため、認知症を合併したがん患者や、看取り期における高齢のがん患者の意思決定を支援することが必要であり、国は、意思決定の支援に関する診療ガイドラインの策定を検討するとしています。

取組の方向性

① 在宅医療との連携促進

- 高齢のがん患者が安心して在宅療養を選択できるよう、地域包括ケアシステムのもと、患者の病状変化時には速やかに入院できる体制を確保するため、拠点病院等と地域の医療機関、在宅医との継続的な連携体制の構築を進めていきます。
- 東京都医師会等の関係団体と連携し、地域の医療従事者及び介護従事者に対するがんの医療やケア等に関する研修の実施を検討していきます。

② 認知症等を発症したがん患者の意思決定支援

- 国が策定を検討している、高齢のがん患者の意思決定支援に関する診療ガイドラインの医療機関等への普及啓発を行うとともに、ガイドラインの活用等により、医療従事者や介護従事者の育成について検討していきます。

(2) 相談支援の充実

現状と課題

- 認知症等を合併するがん患者や在宅で療養する患者への相談支援においては、医療面だけでなく、介護面も含めた適切な支援が必要であるため、医療と介護の相談窓口の連携が求められます。また、身近な地域においてがんに関する相談が可能な窓口の確保も必要です。

105 22 ページ脚注 19 参照

取組の方向性

① 相談支援窓口の連携体制の構築と情報提供

- 各区市町村の在宅療養支援窓口¹⁰⁶において、がん患者の相談にも的確に対応できるよう、また相談内容に応じて、がん相談支援センターに適切につなぐことができるよう、各区市町村の在宅療養支援窓口とがん相談支援センターとの連携体制を構築していきます。
- 都は、がん患者が相談可能な窓口の情報を集約し、東京都がんポータルサイト等で提供していきます。

¹⁰⁶ 「在宅療養支援窓口」：介護保険法に基づき、入院から在宅療養への円滑な移行や安定的な在宅療養生活継続のため、各区市町村が設置を進めている在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口。在宅療養患者を支える多職種が連携するためのコーディネーター機能を備えて、地域の医療機関・介護事業者等に関する情報の収集・提供や、住民が退院して在宅療養を開始するに当たっての相談対応などの機能を担っている。

【指 標】

指標	現行値	目標値	出典
東京都がんポータルサイトの閲覧数（小児がん）	16,268 （平成 28 年度）	増やす	
「病院の相談員」に相談した患者（家族）の割合（小児がん）	12.3% （平成 28 年度）	増やす	東京都 小児がんに関する 患者調査
がん罹患後も就労継続している患者の割合【再掲】	53.7% （平成 28 年度）	増やす	東京都 がん患者調査
「がんになっても治療しながら働くことは可能である」との設問に「そう思う」「多少思う」と回答した都民の割合【再掲】	67.1% （平成 28 年度）	増やす	都民意識調査
がん相談支援センターのリストを配布している在宅療養支援窓口の数	0	全区市町村	



「地域包括ケアシステム」とは？

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

東京の平成37年の地域包括ケアシステムの姿（イメージ図）
～高齢者が安心して、地域で暮らし続けるために～

各要素が連携・協働し、住民が互いに支え合いながら、高齢者が安心して地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を目指します。



(※) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等